

愛知ブランド推進委員会設置要領

(目的)

第1条 愛知ブランドの構築・普及に向けた取組について審議するため、愛知ブランド推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要領において「愛知ブランド」とは、愛知県の製造業を対象とした地域ブランドをいう。

(委員)

第3条 委員会の委員は次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 産業界及び経済団体の有識者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) その他必要と認められる有識者
- 2 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 3 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営)

第4条 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会の座長は、委員長が務める。
- 3 委員会は、必要に応じて、その他の関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の事務は愛知県経済産業局産業部産業振興課が行う。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成16年3月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。